

(参考様式 1－2)

上段：第 1 回重要変更
下段：第 2 回軽微変更

事前点検シート

ふりがな	しずおかけんふじえだし	ふりがな	ふじえだしせとやちくかつせいかけいかく
計画主体名	静岡県藤枝市	活性化計画名	藤枝市瀬戸谷地区活性化計画
計画期間	(〃) (〃) 令和 5 年度 ～ 令和 7 年度	総事業費 (交付金)	389,993 千円 (135,090 千円)
事業実施期間	(〃) (〃) 令和 5 年度 ～ 令和 7 年度		468,564 千円 (129,792 千円)
活性化計画目標	(〃) 交流人口の増加 (年間 56,494 人増) (〃) 地域産物の販売額の増加 (年間 37,038 千円増) (〃) 農村における子どもの交流機会の増加 (年間 4 回) (〃) 温室効果ガス排出量の削減 (年間 6,800kg-CO2)	事業活用活性化計画目標	(〃) 交流人口の増加 (年間 56,494 人増) (〃) 地域産物の販売額の増加 (年間 37,038 千円増) (〃) 農村における子どもの交流機会の増加 (年間 4 回) (〃) 温室効果ガス排出量の削減 (年間 6,800kg-CO2)

計画主体 確認の日付	令和 7 年 1 月 3 1 日	農林水産省 確認の日付	令和 7 年 2 月 7 日
------------	------------------	-------------	----------------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合	○	○	藤枝市瀬戸谷地区活性化計画の目標は、中山間地域に位置する瀬戸谷地区では豊かな自然環境や地区内に存在する陶芸や温泉、

	しているか。			キャンプ場、グラススキー場といったレクリエーション施設を活かし、都市部から子供や子供連れの家族等の来訪者を呼び込み、交流を図る拠点施設として陶芸施設、農産物直売所・カフェ、陶芸展示施設及び太陽光発電を整備することにより交流人口の増加を図るとした。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）」第 1 条では、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とされている。 また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（令和 4 年 9 月 30 日）」第一の 2 では、農山漁村の活性化を図るにあたり、農林漁業の振興とともに地域資源の保全等が図られることにより、定住等及び地域間交流の促進を通じた集落機能の維持及び地域の発展が図られることを目指すとされている。 これらのことから、活性化計画の目標は法律や国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	事業活用活性化計画目標及び評価指標を主に、「交流促進対策型」から設定している。交付対象事業については、「交流促進」のための陶芸施設及び農産物直売所・カフェ、陶芸展示施設の建設を位置づけており、整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標が「子ども農山漁村交流の促進」であるのに対し、事業活用活性化計画目標を「交流人口の増加」「地域産物の販売額の増加」「農村における子供の交流機会の増加」「温室効果ガス排出量の削減」としていることから、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	実施中ではない。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	藤枝市第6次総合計画において、政策5-6において、「中山間地域における交流人口」が位置づけられており、「中山間地域の自然豊かな環境や、固有の文化資源等を守りながら、さらに価値を高め、のびのびと子育てができる環境での暮らしや、新しいワークスタイルを求める都市住民を呼び込みつつ、住民の暮らしを守り続けていくため、持続可能な地域コミュニティと生活基盤づくりの支援を推進するとともに、中山間地域の地域資源を活かして交流人口や活動人口の拡大を促し、中山間地域の活性化を図ります。」としており、このことを踏まえ活性化計画及び事業実施計画としている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	陶芸施設、農産物直売所・カフェ及び陶芸展示施設の整備に向けて、以下の説明会を開催した。 ワークショップには、既存の農産物直売所「ちょっくら」を運営する(株)ふるさと瀬戸谷、(株)陶芸センター、(株)おれっぴ大久保、瀬戸谷特産物加工販売組合の関係者を集め、施設の整備に関する意見交換を行った。ワークショップの結果、本地区の将来のあるべき姿や各施設の機能について議論され、その意向を踏まえて本計画を進めている。 なお、これまで地元説明会を4回開催し、のべ出席者130人のうち女性の出席者は20人で、割合は15.3%であった。 (別添資料参照)
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	各団体（(株)ふるさと瀬戸谷、(株)陶芸センター、(株)おれっぴ大久保、瀬戸谷特産物加工販売組合）、自治会、町内会等の会合に、女性の参加をお願いしており、女性の意見や提案を聞く場を設けている。また、各団体は女性が過半数を占める団体であり、その団体の代表者の意見は十分に女性の意見が反映されている。 (株)ふるさと瀬戸谷：従業員26人、うち女性16人（61.5%）、(株)

				陶芸センター：従業員 8 名、うち女性 6 名（75%）、瀬戸谷特産物加工販売組合：従業員 18 名、うち女性 18 名（100%）
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	活性化計画等に位置付けられた事業の推進のため、瀬戸谷地区の自治会が主体となり、月 1 回の地元定例会を開催しており、地元との話し合いの場が設けられている。また、地元団体の特産物加工販売組合や瀬戸谷温泉ゆらくと農産物直売所「ちょっくら」を経営する(株)ふるさと瀬戸谷、(株)陶芸センター、(株)おれっふ大久保が構成員の「瀬戸谷活性化協議会」において、事業推進における具体的な事業検討を行う等、推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	活性化計画目標は「交流人口の増加：56,494 人/年」、「地域産物の販売額の増加：37,038 千円/年」、「農村における子どもの交流機会の増加：4 回/年」、「温室効果ガス排出量の削減：6,800kg-CO2/年」、事業活用活性化計画目標は「子ども農山漁村交流の促進」であり、事業内容はこれらの目標を達成するために、陶芸施設、農産物直売所・カフェ、陶芸の展示施設及び太陽光発電を整備するものであるため、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	藤枝市瀬戸谷地区活性化計画では、計画期間を令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、事業実施期間を令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間としており、適切な期間としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	建設予定地が市街化調整区域における農地であり、開発区域の面積が 1,000 m ² を超えるが、市の事業の用に供する開発行為であることから、農地法及び都市計画法の手続きは許可不要であることを確認しています。 ＜市の担当窓口＞

				農地法：農業振興課（農業委員会事務局） 都市計画法：都市政策課 ＜農地法＞ 土地収用法第3条第32号に該当する場合、農地法第5条第1項第6号により許可不要。 ＜都市計画法＞ 都市計画法第29条第1項第3号（政令第21条第26号）に該当するため、開発許可不要。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	【陶芸施設】 (287,881,100 円) 全体事業費：338,946,853 円 (183,010,000 円) 交付対象事業費：190,788,000 円 (91,505,000 円（交付対象事業費 183,010,000 円×交付額算定交付率 0.5=91,505,000 円）) 交付限度額：95,394,000 円（交付対象事業費 190,788,000 円×交付額算定交付率 0.5=95,394,000 円） 【陶芸展示施設】 (21,268,305 円) 全体事業費：22,647,695 円 (17,768,000 円) 交付対象事業費：13,169,000 円 (8,884,000 円（交付対象事業費 17,768,000 円×交付額算定交付率 0.5=8,884,000 円）) 交付限度額：6,584,000 円（交付対象事業費 13,169,000 円×交付額算定交付率 0.5=6,584,000 円） 【農産物直売所・カフェ】

				(74, 243, 495 円) 全体事業費：91, 614, 060 円 (62, 802, 000 円) 交付対象事業費：49, 029, 000 円 (31, 401, 000 円 (交付対象事業費 62, 802, 000 円×交付額算定交付率 0. 5=31, 401, 000 円)) 交付限度額：24, 514, 000 円 (交付対象事業費 49, 029, 000 円×交付額算定交付率 0. 5=24, 514, 000 円) 【太陽光発電】 (6, 600, 000 円) 全体事業費：15, 355, 289 円 (〃) 交付対象事業費：6, 600, 000 円 (〃) 交付限度額：3, 300, 000 円 (交付対象事業費 6, 600, 000 円×交付額算定交付率 0. 5=3, 300, 000 円) 交付要望額は交付限度額の範囲内となっている。
1 -10	活性化計画区域の設定は適切か (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○	○	藤枝市瀬戸谷地区活性化計画では、藤枝市の瀬戸谷地区 (本郷、中里、市之瀬、蔵田、大久保、滝沢、瀬戸ノ谷) を計画区域としており、市街化区域及び用途地域は含まれていない。 当地区の農林地は区域面積の 80. 8%を占めており、また、農林業従事者数は地区内人口の 13. 5%を占めている。 ・農林地面積 (4, 460ha) ÷ 区域面積 (5, 522ha) =80. 8% ・農林業従事者数 (258 人) ÷ 地区内人口 (1, 979 人) =13. 0% 「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について (令和 4 年 9 月 30 日)」第四の 3 の①において活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する地

				方公共団体の区域であって、法第 3 条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるとされている。また、第二の 1 において、法第 3 条第 1 号に掲げる要件について、農林漁業が重要な地域であると認められること。そして、当該地域において定住等及地域間交流を促進することが当該地域を含む農山漁村の活性化を図るために有効であることとされており、区域設定は適切である。
--	--	--	--	---

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	本建築物は新築の施設であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○	○	検討は、静岡県建築構造設計指針に準拠する。また非構造部材（天井・外装等）については、地震時の脱落防止に配慮した適切な耐震対策を実施する。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	実施要領別記 3 別表 2 の事業メニュー㉓の都市農村漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設に該当するが、施設の構造は木造で検討を進めている。その理由としては、近年の価格上昇率を考慮した場合でも他の構造よりも建設コストを抑えることができる点、工事期間を短縮できる点などである。 なお、検討中ではあるが、腰壁と天井を主に木質化を行い、室内の木質化率 30%から 45%を目標に木質化を目指している。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201	○	○	設計基準は算定される東海地震の震源域を含む南海トラフ巨大

	号)、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			地震の際に耐震安全性を確保するため、静岡県建築構造設計指針に準拠した設計を行う。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	—	—	該当しない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	○	○	交付対象とする施設等の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表の年数表から、耐用年数は 5 年以上のものである。 【陶芸施設】 耐用年数 24 年（建物（木造又は合成樹脂造のもの：事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの）） 【陶芸展示施設、農産物直売所・カフェ】 耐用年数 22 年（建物（木造又は合成樹脂造のもの：店舗用、住宅用、寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの）） 【太陽光発電】 耐用年数 17 年（電気業用設備（その他の設備：主として金属製のもの））
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	①農産物直売所・カフェに関しては、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第 4 の 5（1）により算定。 ②陶芸施設に関しては、年効果額を第 4 の 5（3）及び第 4 の 6（5）により算定。 ③陶芸展示施設に関しては、年効果額を第 4 の 6（5）により算定。 ④太陽光発電に関しては、年効果額を第 4 の 9 により算定。

				(33,267) (〃) (〃) 年効果額：37,398 千円 (①27,171 千円、②8,244 千円、 (〃) (-4,223) ③2,075 千円、④-92 千円)、 耐用年数：①・③22 年、②24 年、④17 年、電気設備・給排水設備 15 年、冷暖房設備 13 年、構築物（舗装）10 年、構築物（広 (16.1 年) (0.0854) 告）20 年、総合耐用年数：17.3 年、還元率：0.0812、妥当投資 (389,539) (1.10) 額：460,562 千円、廃用損失額：0 円、投資効率：1.09 (別紙算定根拠を参照)
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○	○	(1.10) 投資効率は 1.09 で 1.0 以上である。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる③自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—	—	該当しない。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記 3 に定める要件等を満たしているか。	○	○	実施要領の別表 2 における交付対象事業は、3 つの施設（陶芸施設、農産物直売所・カフェ及び陶芸展示施設）とともに「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「25 地域資源活用交流促進施設」、「23 都市農山漁村総合交流促進施設」、「26 地域連携販売力強化施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」、事業内容は要領別記 3 の「2. 農山漁村交流対策型」の第 1－(1)である。 対象地域となる藤枝市瀬戸谷地区は特定農山村法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域であり、実施主体は藤枝市である。

				以上のことから、事業内容及び事業実施主体等は要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	○	藤枝市が事業実施主体となって、陶芸施設、農産物直売所・カフェ及び陶芸展示施設を一体的に整備し、運営については指定管理者によるものとする予定で、募集要項や仕様書、基本協定書、契約書に、本来の目的以外で利用しないように明記する。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	入込客数の現状は、現在の陶芸センター及び瀬戸谷温泉ゆらく、農産物直売所「ちよっくら」、大久保ガラススキー場、大久保キャンプ場、スポーツ・パル高根の郷の利用実績から算出している。 なお、今後の見込については、過去 3 か年の実績から陶芸施設及び農産物直売所・カフェ、陶芸展示施設を備えた道の駅の整備により交流人口が増加するものとし、目標値を設定した。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	近隣市において、農林水産物を取り扱う直売施設や陶芸施設は以下のとおりである。 ＜直売施設＞ ①藤枝市「まんさいかん藤枝」：距離 11.4km、車で 21 分 ②焼津市「さかなセンター」：距離 18km、車で 24 分 ③島田市「KADODE OOIGAWA」：距離 21km、車で 24 分 ＜陶芸施設＞ ④静岡市「駿府の工芸 匠宿」：距離 21km、車で 26 分 ⑤森町「アクティ森」：距離 50km、車で 1 時間 4 分 直売所に関しては、②、③の施設は市街に立地する施設のため、利用客や出荷者が取り合いになる可能性は少ないと考える。 ①の「まんさいかん藤枝」については、瀬戸谷地区の生産者にと

			って最も近い場所にある本計画地への出荷が最も効率的であり、利用客もターゲットが異なることから棲み分けができると考える。 陶芸施設に関して、⑤については施設間の距離が離れているため、競合する可能性は低いと考える。④については、単純な比較はできないが、体験料金が圧倒的に廉価であり、他施設よりも価格優位性があるため、競合となった場合であっても棲み分けが十分に可能と考える。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	既存の類似施設である農産物直売所「ちょっくら」の販売実績や「陶芸センター」の過去 3 か年の年間利用者数を参考に、年間の見込客数等を算出している。 販売額 118,689 千円／年、利用者数 286,700 人／年
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	新たに整備する農産物直売所には、既存の瀬戸谷温泉ゆらくと新設する陶芸施設への来客者の半数が立ち寄ることを想定し、利用客数の目標を 73,500 人とした。なお、現状の農産物直売所「ちょっくら」の施設規模、利用客数の状況を鑑み、施設規模を 2 倍の約 120 m²とした。 陶芸施設については、利用客数が年間 15,000 人まで増加する目標を立て、それに見合う施設規模を想定したところ約 560 m²となった。 設置場所については、既存の瀬戸谷温泉ゆらくの隣接地に一体的に整備することで、各施設間の利便性や回遊性、観光客を集客するという観点から効果的である。また、用地については全地権者の同意を得ており、総面積の 7 割は令和 3 年度中に用地取得が完了した。残り 3 割については令和 5 年 2 月 7 日に用地取得が完了した。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦	○	○	「ふじえだ陶芸村構想」に基づき、中山間地域の広域交流拠点

	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。			として整備し、陶芸を核としたまちづくりを推進していく。なお、陶芸という地域資源を活用し、様々な取り組みを連携させていくことで、地域ブランドの確立、シティプロモーションの促進、新たなビジネス機会の創出を目指す。 また、拠点施設の運営については既存の農産物直売所及び陶芸センターの経営ノウハウを十分に生かすことが可能であると考えている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	既存の陶芸センターを運営する(株)陶芸センターや農産物直売所「ちょっくら」を運営する(株)ふるさと瀬戸谷は、女性従業員が多いことに加え、取締役や監理ポストに女性が配置されているため、日頃から女性の意見を集約、交換している。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	仕上材は標準仕様書を基に、一般的な公共建築に使用されている材を採用する。 床：コンクリート金ゴテ仕上げ、長尺 壁：木 天井：化粧石膏ボード、木 外部：金属板、ストレート板 屋根：ガルバリウム鋼板 なお、現在の検討案の概算の算定根拠は別添のとおりである。 (別添資料を参照)
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	仕上の種類を標準化することで、大量の材をまとめて仕入れることによるスケールメリットを追求している。 また、使用する木材については、近年の価格上昇を鑑みて、ある程度数量が確定した後に、木材確保の事前相談を実施することで、コストコントロールを行う。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高	○	○	附帯施設は陶芸施設・農産物直売・カフェ・陶芸展示施設のた

	いものを交付対象としていないか。)			めの駐車場や案内看板などであり、適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。)	—	—	備品は、交付対象外としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定地は、国道1号藤枝バイパス谷稲葉 IC から車で12分の距離にあり、市内外の人が訪れる瀬戸谷温泉ゆらくと一体的に整備されることから、高い集客効果が期待できる。また、農産物直売所では、新鮮な地元野菜を購入することができることから地元住民も訪れる頻度の高い場所である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	(用地取得面積の約7割は、令和3年度中に取得済みである。 (R4.3.3契約、R4.3末所有権移転登記) なお、令和4年度予算で取得する残りの土地については、R5.2.7に売買契約を締結した。)
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—	—	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	○	○	(760) 整備する施設の延床面積は、約819㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか	○	○	施設の上限事業費は、㉕地域資源活用交流促進施設（陶芸施

	(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)。			(560 m ² ×290 千円=162,400 千円) 設) が延床面積 603 m ² ×290 千円 > 163,270 千円、㉓都市農山漁村 (45 m ² ×290 千円=13,050 千円) 総合交流促進施設 (陶芸展示施設) が 42 m ² ×290 千円=12,180 千 円、㉔地域連携販売力強化施設 (農産物直売所、カフェ) が (155 m ² ×290 千円=44,950 千円) 173 m ² ×290 千円 > 44,950 千円であり、交付対象事業費内である。 なお、超過額については、県費及び市費で負担する。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○	○	各施設の運営団体が参加するイベント等の開催 (せとやまるか じり、せとやかき氷) や特産物加工販売組合の製造する加工品販 売等により、地域内における相互連携を図っている。また、地区 外との連携については静岡中部の 5 市 2 町で企画している GOTO イ ベントやふじえだマラソンイベント等に協力している。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○	○	地区内で取れた新鮮な野菜であること、生産者の顔が見える直 売所であることにこだわることで、良い物を作れば売れる環境づ くりをする。 なお、品質にこだわることで、瀬戸谷地区で採れた新鮮な野菜 を”せとやブランド”として確立させていくとともに、カフェで 地元野菜を使ったメニューを提供する。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○	○	運営については指定管理とする予定で、委託計画内容について は現在作成中であるが、1 年を通じて運営することを必須条件と し、地区内住民から一定数以上の従業員を雇用することを努力目 標とする予定である。
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○	○	地区内の特産物販売加工組合の製造する加工品を取り扱うこと から、6 次産業化に寄与する施設であると言える。また、農産物

				直売所や陶芸施設については女性従業員の確保を積極的に推進していく。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	陶芸施設、農産物直売所・カフェ、陶芸展示施設、太陽光発電を整備するにあたり、活用する国庫補助、県費補助（社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金）を除いた市費負担分は、一般財源にて対応する。なお、令和5年度の予算案は2月議会にて上程していく。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	地方自治法第234条第2項に基づき、指名競争入札を予定している。なお、陶芸施設という、一般的ではない建築物の施工に際し、これまでの実績やノウハウ等の観点から、一定程度能力を有する企業による施工が望ましいため、一般競争入札ではなく指名競争入札とする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	運営については指定管理とする予定で、今後契約内容を作成していくが、他の市の指定管理施設と同様に、簡易な施設修繕については指定管理受託者が実施し、一定額以上の施設修繕については市が負担する予定である。また、施設管理についてはアセットマネジメント基本方針に基づき、公共施設の適正な維持管理に努める。（別添資料参照）
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定している。また、中小企業診断士による経営診断を受け、適正との結果であった。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	○	○	農産物直売所を含む道の駅部分に関して、農産物直売所・カフェ・陶芸展示施設部分は農山漁村振興交付金を充て、道の駅部分（トイレ・休憩所、情報発信スペース）については国土交通省社会資本整備総合交付金を充てる予定である。なお、実施設計費や建築工事費については、床面積按分して計上している。

2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）。	○	○	当該交付金の対象とならない道の駅部分（トイレ・休憩所、情報発信スペース）について、国土交通省社会資本整備総合交付金を活用する予定である。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	地元で生産された農産物の販売を目的とした直売所を建設するものである。なお、大規模化や生産体制の効率化による産地競争力の強化を目的として整備する施設ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○	○	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）の対象ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	○	中山間地農業ルネッサンス事業実施要項第2に規定する地域別農業振興計画を策定している。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。